明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表（第二条関係）

一	二
㈠　アラブ首長国連邦内の地域において、法第三条第五号ツに掲げる業務のうち空路による輸送に係る業務（以下「空輸業務」という。）を行う場合（㈡並びに二の項㈠及び㈡に規定する場合を除く。）。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。 ㈡　アラブ首長国連邦、エジプト、オマーン、カンボジア、サウジアラビア、スリランカ、タイ、トルコ、フィリピン、ベトナム、マレーシア又はモルディブに所在する空港の区域又はその周辺の区域において、空輸業務に附帯する業務として、空路により当該空輸業務に従事する人員の輸送又は当該空輸業務に必要な物資の補給を行う場合（二の項㈠及び㈡に規定する場合を除く。）。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。	三千円
㈠　一の項㈠に規定する地域において第一条に規定する国際平和協力業務を行う場合 ㈡　一の項㈡に規定する区域において、空輸業務に附帯する業務として、空路により乗員が当該空輸業務に従事する人員の輸送又は当該空輸業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。 ㈢　ポーランド又はルーマニア内の地域において空輸業務を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行うものに限る。	千四百円

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　林　芳正
防衛大臣　岸　信夫

発行所　〒一〇五―八四五一　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）